ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」設置及び管理に関する条例（平成１６年ニセコ町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「様々な交流」を「さまざまな交流」に改める。

第２条《第２番目の段落〔名称　ニセコ駅前温泉…〕及び第３番目の段落〔位置　虻田郡ニセコ町…〕》を次のように改める。

名称	位置
ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」	ニセコ町字中央通３３番地外

第５条第４号中「展示会、その他」を「展示会その他」に改める。

第７条第１項中「別表」を「別表第１」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、ホールのみを使用する者及び就学前児童は、無料とする。

第８条中「既納の使用料は」を「既に納付した使用料は、」に改める。

第９条中「使用者が」を削り、「あたって」を「あたり使用者が」に改める。

第１０条ただし書中「事」を「こと」に改める。

第１２条第１項中「町長は、」を「町長が」に改め、「指定管理者に、」を削り、「により、」を「により」に改め、同条第２項中「使用者は」を「使用者は、」に改め、同条第３項中「別表の定めによる使用料の」を「別表第２に定めた」に改める。

第１５条中「既納の利用料金は」を「既に納めた利用料金は、」に改め、同条ただし書中「指定管理者は、」を「指定管理者が」に改める。

第１６条中「第７条及び第８条の規定は、」を削り、「、指定管理者の収入として収受させる場合は」を「指定管理者の収入として収受させる場合は、第７条及び第８条の規定を」に改める。

第１７条の見出し中「指定管理者が行なう業務」を「指定管理者が行う業務」に改め、同条第１項第３号中「休館日を」の次に「臨時的に」を加える。

第１８条の見出し中「指定管理者が行なう管理の基準」を「指定管理者が行う管理の基準」に改める。

別表を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

使用料（入館料）

使用の区分		使用の単位	使用料	摘要
入館料	大人	１回券	８００円	高校生以上の者
		１２回券	８，０００円	
	小人	１回券	３００円	小学生及び中学生
		１２回券	３，０００円	

入館料（ニセコ町民）	大人	１回券	６００円	高校生以上の者
		１２回券	６，０００円	
	小人	１回券	２５０円	小学生及び中学生
		１２回券	２，５００円	

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第１２条関係）

利用料金（貸室料）

利用の区分			上限利用料金	摘要
貸室料	休憩室	１室当たり２時間１単位	１，１００円	開室時間は午前１０時から午後９時までとする。３０分増すごとに１室当たり２７５円加算する。
	研修室１・２	１室当たり２時間１単位	３，３００円	開室時間は午前１０時から午後９時までとする。３０分増すごとに１室当たり８２５円加算する。
	小浴場	１時間	１，２００円	開室時間は午前１０時から午後９時までとする。３０分増すごとに１室当たり６００円加算する。

附　則

この条例は、令和８年７月１日から施行する。